



令和 7 年度港区貸付奨学生募集案内 (在学生採用一次募集)

港区では、令和 7 年度に大学、短期大学、専修学校専門課程に準ずる課程に在学している方で、学業に意欲をもちながらも経済的理由により進学が困難な方に奨学金をお貸ししています。

在学採用一次募集では、令和 7 年 4 月から貸付を受ける港区貸付奨学生を募集します。

1 募集期間 令和 7 年 5 月 19 日 (月) ~ 令和 7 年 6 月 20 日 (金)

2 応募資格

- (1) 生計を維持する者が、貸付日の 6 か月前から引き続き港区に住所を有していること。
- (2) 経済的理由により修学が困難であること。
- (3) 大学等に在学している学生等であること。
- (4) (独) 日本学生支援機構その他同種の返還義務のある奨学金を借りていないこと。(同時に申し込むことはできますが、採用後両方から借りることはできません。採用結果が分かり次第、どこから奨学金を借りるかご家庭内で相談し、一つに決めてください。)

3 貸付金額

	国 公 立	私 立
自宅通学 (月額)	45,000 円以内	54,000 円以内
自宅外通学 (月額)	51,000 円以内	64,000 円以内
入学資金	300,000 円以内	

- (1) 月額の奨学金については、令和 7 年 4 月から貸付けを開始します。
- (2) 入学資金は、第 1 学年のうち希望者に対してのみ貸付けをします。
※入学資金のみの貸付けはできませんのでご注意ください。

4 貸付期間

令和 7 年 4 月から修学期間中お貸しします。

5 募集から採用まで

募 集	令和 7 年 5 月 19 日 (月) ~ 令和 7 年 6 月 20 日 (金) ※消印有効
審 査	令和 7 年 7 月下旬 ~ 8 月上旬 (予定)
決定通知の送付	令和 7 年 8 月上旬 (予定)
採 用 手 続	令和 7 年 8 月下旬 ~ 9 月上旬

※審査結果については、令和 7 年 8 月上旬 (予定) に申請者本人に通知します。

6 申請方法

「記入例」を参考に、「奨学金貸付申請書」に必要事項を記入し、経済状況等に係る理由書、在学校長の推薦書を添えて、港区教育委員会事務局教育長室へ直接持参又は郵送（消印有効）により申し込んでください。

7 提出書類

(1)奨学金貸付申請書

(2)経済状況等に係る理由書

(3)奨学生推薦調書（在学学校に申請者から依頼し、記載してもらってください。）

※令和7年4月1日以降に発行したものを提出してください。

(4)在学する大学等の長が発行する証明書（在学証明書等）

※令和7年4月1日以降に発行したものを提出してください。

(5)令和6年1月1日に港区に住民登録がなかった生計維持者については、令和5年分の所得が証明できる書類を提出してください。

（例）・令和6年度住民税課税証明書（住民登録のあった区市町村で発行。）など

・令和6年度住民税納税通知書又は特別徴収税額の通知書（納税義務者用）の写し

・令和5年分源泉徴収票（複数ある場合は全部）又は確定申告書（控）の写し

8 収入基準

所得制限無し（令和7年度～）

9 借用証書の提出（採用後の手続き）

貸付金の請求時に、奨学生と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印した借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

連帯保証人が立てられない場合には、奨学資金を貸し付けることができません。

連帯保証人は、次の要件を備えている方に限ります。

- ・一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。
- ・この奨学金につき、他に保証していないこと。（高校生の時に港区奨学生だった場合、その時の連帯保証人とは異なる方をたててください。また、ご兄弟で借りの場合、連帯保証人をそれぞれ異なる方にしてください。）

ただし、以下の方は、連帯保証人になることができません。

- ・ 父母
- ・ 未成年者
- ・ 生計が同一の方
- ・ 債務を保証する能力のない方
- ・ 貸付終了時に満65歳を超える方

10 貸付金の交付

採用手続き後、奨学生本人からの請求に基づき、6月分ずつ奨学生本人の預金口座に振り込みます。令和7年4月分から令和7年9月分は採用手続き後（9月上旬頃）にお振込みをする予定です。

11 返還について※令和7年度から免除要件が一部緩和されます。

奨学資金貸付金制度は、保護者にお貸しするものではなく、学生本人にお貸しするものです。
借り受けた学生本人は、必ず返還しなければなりません。

奨学金は無利子です。貸付け終了の翌月から1年の据置き期間ののち、12年以内で月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法により、口座振替にて均等分割で、返還していただきます。

※ただし、大学等を卒業、または修了後、奨学金の返還を怠ったことがなく、次の要件のいずれかを満たす場合には、奨学金(返還期限が到来していないもの)に限り、返還が免除されます。

(1) 区規則で定める国家資格(※)を取得し、都内の事務所等で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して4年以上であること又は区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者の区内の事務所等で勤務した期間が通算して4年以上であること。

※【対象となる国家資格】

社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師、理学療法士、作業療法士

(2) 都内の学校(幼稚園を含みます。)又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上あること。

12 問い合わせ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 (港区役所本庁舎7階 711窓口)

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室 奨学金担当

代表電話(3578)2111 (奨学金担当)

将来の返還について不安な方は、以下の表を参考にしてください。

上段は1回当たり、下段*印は最終回の返還金額です。

(単位:円)

借 用 事 例	借用金額	10年間で返す場合			12年間で返す場合		
		月賦	半年賦	年賦	月賦	半年賦	年賦
月額45,000円を4年間	2,160,000	18,000 *18,000	108,000 *108,000	216,000 *216,000	15,000 *15,000	90,000 *90,000	180,000 *180,000
月額51,000円を4年間	2,448,000	20,400 *20,400	122,400 *122,400	244,800 *244,800	17,000 *17,000	102,000 *102,000	204,000 *204,000
月額54,000円を2年間	1,296,000	10,800 *10,800	64,800 *64,800	129,600 *129,600	9,000 *9,000	54,000 *54,000	108,000 *108,000
月額64,000円を2年間	1,536,000	12,800 *12,800	76,800 *76,800	153,600 *153,600	10,700 *5,900	64,000 *64,000	128,000 *128,000
入学資金300,000円と月額45,000円を4年間	2,460,000	20,500 *20,500	123,000 *123,000	246,000 *246,000	17,100 *14,700	102,500 *102,500	205,000 *205,000
入学資金300,000円と月額51,000円を4年間	2,748,000	22,900 *22,900	137,400 *137,400	274,800 *274,800	19,100 *16,700	114,500 *114,500	229,000 *229,000